

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 7 日
【報告者の名称】	株式会社ヤナセ
【報告者の所在地】	東京都港区芝浦一丁目 6 番38号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 6 番38号
【電話番号】	0 3 - 3 4 5 2 - 4 3 1 1
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 松本 芳雄
【縦覧に供する場所】	株式会社ヤナセ (東京都港区芝浦一丁目 6 番38号)

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年5月26日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項に一部訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本公開買付け価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

4 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

(訂正前)

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨、及び、本公開買付けにおける当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議しました。

なお、当該取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(訂正後)

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨、及び、本公開買付けにおける当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨を決議しました。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、平成29年7月7日付で、本公開買付けに係る買付予定数の上限を12,042,000株から12,560,000株に変更し、かつ、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を平成29年7月24日まで延長する内容の買付条件等の変更（以下「本買付条件等変更」といいます。）を決定したとのことです。当社は、本買付条件等変更を踏まえ、引き続き、本公開買付けについて、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様にご判断を委ねる旨の意見を維持することを平成29年7月7日開催の取締役会にて決議いたしました。

なお、上記各取締役会決議は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

(前略)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社の連結子会社化を目的としていることから、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する当社の議決権の合計が当社の総議決権数(注2)の50.1%となるよう5,010,000株を買付予定数の下限(注3)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の合計が買付予定数の下限(5,010,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、公開買付者は、12,042,000株を買付予定数の上限(注4)と設定しており、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

(注2) 「当社の総議決権数」とは、当社第144期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数(47,196個)をいいます。以下同じです。

(注3) 買付予定数の下限は、当社の総議決権数(47,196個)に50.1%を乗じた数(23,646個、小数点未満切り上げ)から、公開買付者が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(5,010個)に係る株式数(5,010,000株)です。

(注4) 買付予定数の上限は、当社の総議決権数(47,196個)に65%を乗じた数(30,678個、小数点未満切り上げ)から、公開買付者が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(12,042個)に係る株式数(12,042,000株)です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社の連結子会社化を目的としていることから、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する当社の議決権の合計が当社の総議決権数(注2)の50.1%となるよう5,010,000株を買付予定数の下限(注3)と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の合計が買付予定数の下限(5,010,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

また、公開買付者は、12,560,000株を買付予定数の上限(注4)と設定しており、応募株券等の総数が当該買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

(注2) 「当社の総議決権数」とは、当社第144期有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数(47,196個)をいいます。以下同じです。

(注3) 買付予定数の下限は、当社の総議決権数(47,196個)に50.1%を乗じた数(23,646個、小数点未満切り上げ)から、公開買付者が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(5,010個)に係る株式数(5,010,000株)です。

(注4) 買付予定数の上限は、当社の総議決権数(47,196個)に66.1%を乗じた数(31,196個、小数点未満切り捨て)から、公開買付者が所有する議決権の数(18,636個)を減じた議決権数(12,560個)に係る株式数(12,560,000株)です。なお、公開買付者は、本公開買付け開始後における当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び公開買付代理人への問い合わせ状況等を総合的に考慮して、当社普通株式の売却を希望する当社の株主の意向を尊重する観点から、平成29年7月7日、買付予定数の上限を12,042,000株から12,560,000株に変更し、かつ、公開買付期間を平成29年7月24日まで延長する内容の本買付条件等変更を決定したとのことです。

(後略)

本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由
(訂正前)

(前略)

そして、公開買付者が、本公開買付け後においても、引き続き、当社の経営方針の下、海外事業展開を含めた当社の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、当社としても、本公開買付けが成立して当社が公開買付者の連結子会社となれば、公開買付者の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、当社経営の安定性の向上も図られるものと判断し、当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議しました。

一方、当社は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づき株式評価が可能な算定機関（以下「算定機関」といいます。）に対して当社普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成28年9月期決算に基づく評価額は1株につき914円を得ておりますが、公開買付者によれば、この評価額とは別に、本公開買付価格については、あくまで本応募予定株主との相対の取引を前提として公開買付者及び本応募予定株主間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであるとのことでした。

そのため、当社といたしましては、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わず意見を留保させていただき、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しました。

(訂正後)

(前略)

そして、公開買付者が、本公開買付け後においても、引き続き、当社の経営方針の下、海外事業展開を含めた当社の事業及び収益の拡大発展に貢献する旨表明していることから、当社としても、本公開買付けが成立して当社が公開買付者の連結子会社となれば、公開買付者の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、当社経営の安定性の向上も図られるものと判断し、当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議しました。

一方、当社は、従業員持株会における株式売買価額を決定するに当たり、その参考とするため、平成15年以降毎年、決算内容に基づき株式評価が可能な算定機関（以下「算定機関」といいます。）に対して当社普通株式についての株価評価を依頼しており、直近期の平成28年9月期決算に基づく評価額は1株につき914円を得ておりますが、公開買付者によれば、この評価額とは別に、本公開買付価格については、あくまで本応募予定株主との相対の取引を前提として公開買付者及び本応募予定株主間で協議・交渉を重ねた結果を踏まえ、最終的に決定されたものであるとのことでした。

そのため、当社といたしましては、本公開買付価格の妥当性について独自の確認は行わず意見を留保させていただき、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議しました。

また、当社は、平成29年7月7日開催の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行いました。その結果、本買付条件等変更を前提としても、本公開買付けが成立して当社が公開買付者の連結子会社となれば、公開買付者の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、当社経営の安定性の向上も図られるものとの平成29年5月25日時点の判断に変更はないとの結論に至り、同取締役会において、本公開買付けに対する賛同の意見を維持する旨を決議しました。公開買付価格の妥当性につきましても、本買付条件等変更によって公開買付価格に変更は生じないことから、平成29年5月25日時点の判断と同様の理由により、本公開買付価格の妥当性について当社として独自の確認は行わず意見を留保させていただき、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議しました。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

(前略)

なお、当社の取締役のうち、代表取締役社長執行役員である井出健義及び取締役常務執行役員である鷲巣寛は公開買付者理事であること、また、社外取締役である細谷浩章氏は公開買付者社員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議には参加しておりません。

(訂正後)

(前略)

なお、平成29年5月25日時点の当社の取締役のうち、代表取締役社長執行役員である井出健義及び取締役常務執行役員である鷲巣寛は公開買付者理事であること、また、社外取締役である細谷浩章氏は公開買付者社員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付け開始前の本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議には参加しておりません。

また、当社は、平成29年7月7日開催の取締役会において、本買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行いました。その結果、本買付条件等変更を前提としても、本公開買付けが成立して当社が公開買付者の連結子会社となれば、公開買付者の協力のもと海外事業展開を含めた事業及び収益の拡大発展を図ることができ、また、当社経営の安定性の向上も図られるものとの平成29年5月25日時点の判断に変更はないとの結論に至り、同取締役会において、本公開買付けに対する賛同の意見を維持する旨を決議しました。公開買付価格の妥当性につきましても、本買付条件等変更によって公開買付価格に変更は生じないことから、平成29年5月25日時点の判断と同様の理由により、本公開買付価格の妥当性について当社として独自の確認は行わず意見を留保させていただき、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議しました。当該取締役会には、平成29年7月7日時点の当社取締役9名のうち利益相反関係を有する可能性のある下記の4名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により上記決議を行っております。また、当該取締役会には同日時点の当社監査役4名（うち社外監査役3名）のうち3名（うち社外監査役2名）が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、平成29年7月7日時点の当社の取締役のうち、代表取締役社長執行役員である井出健義、取締役専務執行役員である鷲巣寛及び取締役常務執行役員川島宏昭は公開買付者理事であること、また、社外取締役である大杉雅人は公開買付者社員であることから、利益相反の疑いを回避するため、いずれも本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておりません。

本公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、32営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様は本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付け開始時における公開買付期間を32営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様は本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。なお、本買付条件等変更により、公開買付期間は41営業日に変更されております。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

(訂正前)

公開買付者によれば、公開買付者は、当社を公開買付者の連結子会社とすることを目的としておりますが、本書提出日現在、本公開買付けによりその目的を達成した場合には、本公開買付け後に当社普通株式の追加取得を行うことは予定していないとのことです。

なお、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、当社普通株式を取得以降、段階的に当社普通株式の所有比率の引き上げを行っております。公開買付者によれば、公開買付者は、今後につきましても、本公開買付け後の状況を踏まえ、当社及び公開買付者の事業の成長及び企業価値向上の追求のため、公開買付者による当社普通株式の追加取得を行うことが合理的であると判断されるような場合には、適用法令に抵触しない方法で当社普通株式を追加取得するか否かについて検討する可能性はあるとのことです。

(訂正後)

公開買付者によれば、公開買付者は、平成29年7月7日に本買付条件等変更を決定したとのことですが、本買付条件等変更決定時点において、本公開買付け後に当社普通株式の追加取得を行うことに関し、具体的に決定している事項はないとのことです。但し、応募株券等の総数が買付予定数の上限（12,560,000株）を超えた場合、本公開買付けにおいては応募株券等の一部の買付け等が行われないこととなることから、公開買付者は、本公開買付けの結果、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合には、当社普通株式の売却を希望する当社の株主の意向を尊重する観点から、当社と協議の上、本公開買付け終了後に本公開買付けと実質的に同様の条件で別途公開買付けを行うことについて、検討する可能性があるとのことです。

また、「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けに関する意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、当社普通株式を取得以降、段階的に当社普通株式の所有比率の引き上げを行っております。公開買付者によれば、公開買付者は、今後につきましても、本公開買付け後の状況を踏まえ、当社及び公開買付者の事業の成長及び企業価値向上の追求のため、公開買付者による当社普通株式の追加取得を行うことが合理的であると判断されるような場合には、適用法令に抵触しない方法で当社普通株式を追加取得するか否かについて検討する可能性はあるとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

(訂正前)

(前略)

(注) 役職名、所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

(訂正後)

(前略)

(注1) 役職名、所有株式数及び議決権数は本報告書提出日現在のものです。

(注2) 取締役渡部良次、取締役細谷浩章は、平成29年6月21日開催の当社定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により当社の取締役を退任いたしました。また、当該定時株主総会において、松原祐生、川島宏昭及び大杉雅人が新たに当社の取締役に選任され、当社の取締役に就任しております。なお、取締役大杉雅人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、松原祐生、川島宏昭及び大杉雅人の各氏は、取締役の就任時点において、当社株式を所有しておりません。

以 上